

～やさしい心を育むまち「すみだ」をめざして～

墨田区人権啓発基本計画

平成23年度～平成32年度

平成23年4月策定

平成28年3月中間見直し

墨 田 区

はじめに

平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定され、地方公共団体の責務として、地域の実情を踏まえた人権教育・人権啓発に関する施策を積極的に推進することが定められました。

墨田区では、平成14年9月に本区の人権施策の方向を示した「墨田区人権啓発基本計画」（平成23年4月改正）を策定し、人権が尊重される社会の実現をめざして、すべての区民が心豊かに安心して暮らせるまちとなるよう、取組を進めてきました。

しかし、いまだに様々な人権問題が発生しており、最近ではインターネット上の人権侵害が増加するなど、人権を取り巻く状況は複雑化・多様化しています。

人権は、人間が人間らしく生きるため、誰もが生まれながらに等しく持っている権利であり、私たちが互いを思いやる心によって守られるものと考えます。また、人権問題は、私たち一人ひとりの問題であり、差別について知るとともに、差別をしたり、見逃したりすることのないよう行動することが重要です。

このたび、現行の計画（平成23年度から平成32年度まで）を策定してから5年余りが経過し、社会状況が変化してきていることに加え、障害者差別解消法の制定や、いじめ防止対策推進法の施行などの法整備が進んでいることを踏まえて、計画の中間見直しを行いました。見直しにあたっては、現行計画の基本的な考え方を継承しながら、新たに生じた人権課題やこれらの課題を解決するための施策等を盛り込みました。

本計画の推進にあたり、私たち一人ひとりが人権尊重の意識を高めるとともに、区・区民・事業者等が一層連携して取り組んでいくことによって、互いを思いやる心に満ち、夢と希望にあふれるまち「すみだ」を築いていきたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成28年3月

墨田区長 山本 亨

目次

第1章 基本的な考え方

1	計画の趣旨	3
2	計画の基本理念	3
3	計画の性格	3
4	計画の期間	4
5	計画の概要	4
6	検討体制	5

第2章 人権問題の現状・課題・施策

1	同和問題	9
2	女性の人権問題	12
3	子どもの人権問題	15
4	高齢者の人権問題	19
5	障害者の人権問題	22
6	インターネット上の人権問題	25
7	外国人の人権問題	27
8	H I V感染者・ハンセン病等の人権問題	29
9	さまざまな人権問題	32
	(1) 犯罪被害者やその家族の人権問題	32
	(2) 企業における人権問題	33
	(3) 路上生活者の人権問題	34
	(4) アイヌの人々の人権問題	35
	(5) 北朝鮮当局による拉致問題	36
	(6) 刑を終えて出所した人の人権問題	37
	(7) 性的マイノリティ（性同一性障害・性的指向）の人の人権問題	37
	(8) 中国残留邦人等の人権問題	38
	(9) 災害時における人権問題	39

第3章 施策の進め方

1	推進体制	43
2	関係機関との連携促進	43
3	人材の養成	43
4	教育・啓発活動	43
5	職員研修	46
6	フォローアップ及び見直し	46

【参考資料】

意識調査の概要	49
「世界人権宣言」	50
「日本国憲法」(抜粋)	55
「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」	59
「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」	61